

生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 最終改正:令和3年10月7日 環境庁告示第62号
施行期日:令和4年4月1日

■湖沼(天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100ml以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100ml以下
B	水産3級 工業用水1級 工業用水及びCの欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—

備考 1.水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
2.水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数100 CFU/1.0 ml以下とする。
3.水道3級を利用目的としている地点(水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数1,000CFU/1.0 ml以下とする。
4.大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(ColonyForming Unit))／100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- (注) 1.自然環境保全:自然探勝等の環境の保全
2.水道1級:ろ過等による簡単な浄水操作を行うもの
水道2、3級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3.水産1級:ヒマスマ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
水産3級:コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4.工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5.環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
II	水道1.2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びIII以下の欄に 掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

備考 1.基準値は、年間平均値とする。
2.水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3.農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1.自然環境保全:自然探勝等の環境保全
2.水道1級:ろ過等による簡単な浄水操作を行うもの
水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行いうるものいふ。)
3.水産1級:サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2級:ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3級:コイ、フナ等の水産生物用
4.環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

■湖沼及び海域

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基 準 値		該当水域
		底層溶存酸素量		
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が 生息できる場を保全・再生する水域又は再生段階 において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産 できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上		第1の2の (2)により水域 類型ごとに指 定する水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、 水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は 再生段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、 水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上		
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息 できる場を保全・再生する水域、再生段階において 貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保 全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上		

備考 1.基準値は、日間平均値とする。

2.底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。